

Ⅱ. 特掲診療料：投薬に関する事項

1. 処方せん料、処方料、薬剤料の見直し

投 薬	改定前		改定後	
処方せん料	1 処方につき 3 種類以上の抗不安薬、3 種類以上の睡眠薬、 <u>4 種類以上の抗うつ薬又は 4 種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等を除く)</u> を行った場合	30点	1 処方につき 3 種類以上の抗不安薬、3 種類以上の睡眠薬、 <u>3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を「患者の病状等によりやむを得ず投与するもの」を除く)</u> を行った場合	30点
処方料		20点		20点
薬剤料		100 分の80に相当する点数 ----- 同一処方した全ての薬剤料		100 分の80に相当する点数 ----- <u>抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬に限る</u>
	以下のいずれかを満たすことをいう。			
「臨時の投薬等のもの」	①他院で多剤投与を受けていた患者を引き継いだ場合 ②薬剤を切り替える場合 ③臨時に投薬する場合 ④ <u>精神科の診療に係る経験を十分に有する医師が患者の病状等によりやむを得ず投与を行う必要があると認めた場合</u>		①他院で多剤投与を受けていた患者を引き継いだ場合 ②薬剤を切り替える場合 ③臨時に投薬する場合 (削 除)	
「患者の病状等によりやむを得ず投与するもの」			<u>精神科の診療に係る経験を十分に有する医師が患者の病状等によりやむを得ず投与を行う必要があると認めた場合</u>	

【向精神薬の適切な処方の促進】

平成28年度改定では、抗精神病薬等の適切な処方を促すため、多剤・大量処方が行われている患者に対する診療報酬上の評価が見直され、向精神薬を多種類処方した場合の処方料、処方せん料、薬剤料の減算について、減算対象となる「抗うつ薬及び抗精神病薬」の基準が「4種類以上」から「3種類以上」に引下げられました。ただし、薬剤料については、1回の処方において同一処方した全ての薬剤料が20%減額されていましたが、平成28年度改定では「抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬」の薬剤料に限り20%減額されることになりました。

また、「患者の病状等によりやむを得ず投与するもの」（精神科の診療に係る経験を十分に有する医師が患者の病状等によりやむを得ず投与を行う必要があると認めた場合）のみ3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬の投与を行った場合でも、多剤投与減算規定の対象外となります。そのため、「患者の病状等によりやむを得ず投与するもの」であっても、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投与を行った場合は、多剤投与の減算規定に該当することになります。